

第 3 章 職制・処務

○松山広域福祉施設事務組合事務局条例

制 定 昭和 50 年 10 月 30 日条例第 4 号

改 正 平成 11 年 12 月 27 日条例第 3 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 7 項の規定により、
組合長の権限に属する事務を分掌させるため本組合に事務局を設ける。

第 2 条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

付 則（昭和 50 年 10 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 8 月 28 日から適用する。

付 則（平成 11 年 12 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から適用する。